

丹波市の競争入札参加資格者の市内業者及び準市内業者の認定基準

(目的)

第1条 この基準は、丹波市の入札参加資格者名簿に登載された者のうち、市内業者及び準市内業者として認定するに当たり、必要な要件を明確にすることにより、丹波市条件付一般競争入札実施要綱に基づく参加資格及び丹波市建設工事入札参加者選定要綱に基づく指名業者の選定を適正に処理することを目的とする。

(定義)

第2条 この認定基準において「市内業者」とは、常時契約を締結する事務所として丹波市内に本店及び本社（以下「本店等」という。）を有している業者をいう。

2 この認定基準において「準市内業者」とは、常時契約を締結する事務所として丹波市内に支店、支社及び営業所（以下「支店等」という。）を有している業者をいう。

3 前2項に規定する「常時契約を締結する事務所」とは、請負契約等の見積り、入札及び契約締結など契約締結に係る実体的な行為を行う事務所をいう。

(認定要件)

第3条 市内業者及び準市内業者は、本店等及び支店等において、市と契約締結を完結できなければならない。

2 前項に定めるもののほか、市内業者及び準市内業者として認定するに当たって必要な要件は、次に掲げるものとする。

(1) 事務所として形態を整えていること。

事務等を執り行える事務用什器（机、イス等）や事務用機器（電話、ファックス等の通信機器、複写機等）が具備されているとともに、事務所の所在を明らかにした看板や表札が表示されていること。

(2) 事務所に常駐職員が配置され、常時業務活動を行っており、かつ、責任者が存在し常駐（週7日間のうち3日間以上又は30時間以上事務所に勤務していることをいう。）していること。

人的な配置がなく、かつ、配置人員が市外の本店等と兼務となっていて不在の状態が頻繁となっている場合は、本店等又は支店等とは認めない。従って、社員等の自宅及び住居で当該社員以外の事務員がいない場合などは、本店等や支店等としては認めない。

(3) 常時連絡がとれる体制となっていること。

常時不在転送電話になっている状態、単なる取次ぎ並びに単なる事務連絡所、工事事務所及び作業所等は、本店等又は支店等とは認めない。

3 準市内業者として認定するに当たっては、丹波市への法人市民税納付実績があること、及び前2項に定めるもののほか、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 建設工事に係る入札参加資格者にあつては、常駐職員は2名以上とし、そのうち1名は、専任技術者であり、経営事項審査結果通知書に記載されている技術職員であること。

(2) 測量、設計コンサルタント等業務に係る入札参加資格者にあつては、

常駐職員は2名以上とし、そのうち1名は、申請業種のいずれかに該当する技術者（法律若しくは命令による免許又は技術若しくは技能の認定を受けた者）であること。

- (3) 物品の買入れ等に係る入札参加資格者にあつては、常駐職員は2名以上とする。

附 則

この基準は平成18年5月15日から施行する。